

## 第1号様式（第3関係）

### 豊山町特別職報酬等審議会 議事録

#### 1 開催日時

平成30年2月8日（木）

午前10時から午前10時40分まで

#### 2 開催場所

豊山町役場 4階 委員会室

#### 3 出席者

委員：安藤茂市（前尾張中央農業協同組合 代表理事組合長）

伊神憲司（名古屋空港ビルディング株式会社 総務部長）

岡島敬司（元区長）

河村君枝（豊山町心身障害者福祉協会 役員）

小坂芳則（セントライ青果株式会社 代表取締役社長）

小塚美知子（一般社団法人名古屋西法人会 北名古屋・豊山支部  
豊山グループ長）

永井憲和（東濃信用金庫 豊山支店 支店長）

永田振一（愛知銀行 豊山支店 支店長）

中村百合子（とよやま女性の会 会長）

細野清（豊山町商工会 会長）

事務局：服部正樹（町長）

安藤光男（総務部長）

小川徹也（総務部次長兼総務課長）

林真吾（総務・人事係長）

水野将徳（総務・人事係主査）

荒尾竜也（総務・人事係主任）

#### 4 議題

(1) 会長の選任について

(2) 特別職の報酬等について

## 5 会議資料

- (1) 豊山町特別職報酬等審議会次第
- (2) 平成29年度 豊山町特別職報酬等審議会委員名簿
- (3) 豊山町特別職報酬等審議会条例
- (4) 資料1 一般職給料改定率
- (5) 資料2 豊山町特別職・議会議員報酬額等改定状況表
- (6) 資料3 近隣自治体（町）における特別職・議会議員報酬等一覧表  
（平成29年4月1日現在）
- (7) 資料4 豊山町における特別職・議会議員の報酬年額等（平成29年度見込み）

## 6 議事内容

総務部次長	<p>おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、豊山町特別職報酬等審議会を開催いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の進行を務めさせていただきます、総務部次長の小川と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>まず始めに、委員の皆様には委嘱状の伝達を行います。</p> <p>委嘱状につきましては、自席においてお渡しさせていただきますので、順次、お受け取りいただきますよう、お願い申し上げます。</p>
	(辞令伝達)
総務部次長	<p>それではここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>委員名簿の順に、ご紹介させていただきます。</p> <p>安藤委員でございます。(以下、名簿順に紹介)</p> <p>次に、町側の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>服部町長でございます。(以下、名前を読み上げて紹介)</p> <p>よろしく願いします。</p> <p>ここで、町長からごあいさつを申し上げます。</p>
町長	<p>平素は、町行政の推進につきまして、ご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、特別職報酬等審議会を開催いたしましたところ、ご多忙にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、本審議会の委員就任をお願いいたしましたところ、快く引き受けていただいたこと、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、本町の特別職、議員の報酬等の金額は、本審議会の答申に基づ</p>

	<p>き、平成27年度から引き上げを行った常任委員会委員長の報酬を除き、平成24年4月から現在の額を適用しております。</p> <p>本日の諮問は、平成29年の人事院勧告における給与改定率、近隣市町の改定状況及び本町における過去の改定状況を踏まえ、現行と同額とする案としています。</p> <p>本諮問について、委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただき、最終的な答申をいただきたいと思いますと思っております。</p> <p>限られた時間ではございますが、十分に検討していただきますよう、よろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
総務部次長	<p>それでは、審議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>本日の配付物として、次第が1枚、委員名簿が1枚ございます。事前にお渡ししました審議会条例が1枚、資料1から資料4までをまとめたものが1部です。</p> <p>落丁・不足等がございましたら、その場で申し出いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それではここで、担当から審議会条例の概要につきまして、ご説明申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、豊山町特別職報酬等審議会条例について、説明をさせていただきます。</p> <p>第1条は、議員報酬をはじめ、町長、副町長及び教育長の給料を審議するため、本審議会を置くことを定めたものでございます。</p> <p>第2条は、本審議会の所掌事務を規定したもので、その内容として、議員の報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料月額改定に係る条例案を議会に提出するときは、審議会の意見を聞くものとしております。</p> <p>第3条は、委員について規定したもので、委員の構成は10名以内とし、また、町内の公共的団体等の代表者及びその他住民の方から必要のつど任命し、この審議が終了しましたら、解任ということになります。</p> <p>第4条以降につきましては、会長の選出方法及び会議の招集等について規定したものでございます。</p> <p>なお、法改正により、平成30年10月1日から今まで一般職であった教育長の身分が特別職となるため、新たに教育長の報酬についても本審議会の対象としております。</p>

	<p>以上で、条例の説明を終わります。</p> <p>なお、本日の審議会の会議録につきましては、発言者の氏名を除いて公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日の審議会の内容につきましては、守秘義務がございます。他言はご遠慮いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。</p>
総務部次長	<p>次に議題にはいります。豊山町特別職報酬等審議会条例第5条の規定に基づきまして、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となっております。ただいまの出席委員につきましては、10名中10名、皆様ご出席いただいておりますので、会議は成立しております。</p> <p>次に、条例第4条の規定に基づきまして、会長の選任をお願いしたいと存じます。会長の選任につきましては、委員の互選となっておりますので、委員よりご推薦をお願いしたいと存じますが、どなたか推薦ございますでしょうか。</p>
A 委員	B 委員を会長に推薦させていただきます。
総務部次長	ただいま、A 委員の方から B 委員のご推薦がありましたが、皆様方、いかがでしょうか。
委員	(異議なしの声)
総務部次長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、B 委員に会長をお願いしたいと思います。</p> <p>B 委員、会長席の方をお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、ここで会長からごあいさつをお願いしたいと思います。</p>
会長	本日の審議会の会長を務めさせていただきます、B でございます。大変、責任を重く感じておりますが、委員の皆様方のご協力の下、審議を円滑に進めて参りたいと思っておりますので、ご協力の程、何とぞよろしくお願いいたします申し上げます。
総務部次長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ここで、町長から会長に特別職報酬等の額の改正につきまして、諮問書をお渡しいたします。</p>
町長	<p>(町長が諮問書を朗読し、会長に手渡すと同時に、事務局から各委員に諮問書の写しを配付)</p> <p>&lt;諮問内容&gt;</p> <p>豊山町特別職報酬等の額の改正について(諮問)</p> <p>豊山町特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、次の事項について審議会の意見を求めます。</p>

	記																		
	<p>1 特別職の報酬等について</p> <p>(1) 現行と同額とする。</p> <p>(現行の月額)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">町 長</td> <td style="width: 20%;">給料月額</td> <td style="width: 50%;">8 2 9, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>給料月額</td> <td>6 8 5, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>議 長</td> <td>報酬月額</td> <td>3 7 7, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>報酬月額</td> <td>3 0 2, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>常任委員会委員長</td> <td>報酬月額</td> <td>2 9 2, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>報酬月額</td> <td>2 8 2, 0 0 0 円</td> </tr> </table> <p>(2) 教育長の給料月額を、平成30年10月1日から現行どおり 6 4 5, 0 0 0 円とする。</p>	町 長	給料月額	8 2 9, 0 0 0 円	副町長	給料月額	6 8 5, 0 0 0 円	議 長	報酬月額	3 7 7, 0 0 0 円	副議長	報酬月額	3 0 2, 0 0 0 円	常任委員会委員長	報酬月額	2 9 2, 0 0 0 円	議 員	報酬月額	2 8 2, 0 0 0 円
町 長	給料月額	8 2 9, 0 0 0 円																	
副町長	給料月額	6 8 5, 0 0 0 円																	
議 長	報酬月額	3 7 7, 0 0 0 円																	
副議長	報酬月額	3 0 2, 0 0 0 円																	
常任委員会委員長	報酬月額	2 9 2, 0 0 0 円																	
議 員	報酬月額	2 8 2, 0 0 0 円																	
総務部次長	ただいま、町長から会長にお渡しさせていただきました諮問案につきまして、担当からご説明申し上げます。																		
事務局	<p>諮問案につきましては、現行と同額とさせていただきます。理由につきましては、次の3点になります。</p> <p>1点目は、人事院勧告に伴う給与改定率の反映です。</p> <p>平成29年の人事院勧告は、民間給与との較差を埋めるため0.2%増額改定するという内容になっております。</p> <p>詳しくは、後ほど説明いたします。</p> <p>2点目は、近隣自治体における改定状況です。</p> <p>諮問案を作成するにあたり、北名古屋市をはじめ9市町に対し、報酬等の改定状況を確認しました。その結果、7団体が「据置」、2団体が「平成29年人事院勧告を考慮し増額」という回答をいただいております。</p> <p>3点目は、本町における過去の改定状況です。</p> <p>昨年度の審議会では、諮問どおり、据置という内容の答申をいただいております。理由としまして、1つ目は、減額改定となった平成26年の人事院勧告の給与改定率の反映につきまして、激変緩和の経過措置により平成29年度末までは現行月額が保障されること、2つ目は、増額改定となった平成28年の人事院勧告の給与改定率の反映について、近隣市町の多くが改定を見送っていたことであります。</p> <p>以上3点を踏まえ、本諮問案は、現行と同額としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>																		
総務部次長	ここで、町長につきましては一時退席いたしますのでよろしくお願い																		

	いたします。														
	(町長退席)														
総務部次長	それでは、特別職の報酬等についてのご審議をお願いしたいと存じます。議事の取り回しにつきましては、会長、よろしくお願いいたします。														
会 長	それでは、審議を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 まず、資料につきまして、事務局から説明をお願いします。														
事 務 局	<p>今年度初めて委員となられた方もみえますので、公務員の給与の決定の流れも含めてご説明させていただきます。</p> <p>民間企業では、春闘と呼ばれる賃上げ等の団体交渉により、労働者の給与額が改定されます。一方、住民の方の税金で賄われている公務員の給与については、民間の給与水準を考慮して定めなければならないと法律で規定されております。</p> <p>このため、国家公務員の人事管理を担う機関である人事院が、民間の給与水準を調査し、民間との給与格差を解消するよう国会や内閣に対して勧告します。その後、法律改正により国家公務員一般職の給与額が、条例改正により地方公務員一般職の給与額が改定されます。</p> <p>これに対し、町長、副町長、教育長、議員等特別職の報酬等の額の改定につきましては、この審議会で委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>それでは、資料1をご覧ください。人事院が勧告した一般職給料改定率に関する資料でございます。</p> <p>上の表をご覧ください。平成29年の一般職の給料改定率は、プラス0.2%でした。</p> <p>続きまして、下の表をご覧ください。現在の金額につきましては、</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>町 長</td> <td>8 2 9, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>6 8 5, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>6 4 5, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>議 長</td> <td>3 7 7, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>3 0 2, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>常任委員会委員長</td> <td>2 9 2, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>2 8 2, 0 0 0 円</td> </tr> </table> <p>でございます。</p> <p>なお、条例の説明でもお話ししましたとおり、教育長につきましては、10月に一般職から特別職へと身分が変わりますので、新たに追加して</p>	町 長	8 2 9, 0 0 0 円	副町長	6 8 5, 0 0 0 円	教育長	6 4 5, 0 0 0 円	議 長	3 7 7, 0 0 0 円	副議長	3 0 2, 0 0 0 円	常任委員会委員長	2 9 2, 0 0 0 円	議 員	2 8 2, 0 0 0 円
町 長	8 2 9, 0 0 0 円														
副町長	6 8 5, 0 0 0 円														
教育長	6 4 5, 0 0 0 円														
議 長	3 7 7, 0 0 0 円														
副議長	3 0 2, 0 0 0 円														
常任委員会委員長	2 9 2, 0 0 0 円														
議 員	2 8 2, 0 0 0 円														

	<p>おります。</p> <p>現行月額に、過去の報酬審議会において反映を見送られました、平成26年から平成28年までの給料改定率及び平成29年の給料改定率をすべて反映させますと、表の真ん中、参考月額のとおりとなります。現行月額との差額を、一番右の列に記載しております。</p> <p>次に資料2をご覧ください。</p> <p>資料2は、平成3年10月1日適用から現在までの特別職、議員の改定額の一覧表でございます。最新の改定実績は、平成24年4月1日となっております。</p> <p>次に資料3をご覧ください。</p> <p>尾張管内には、豊山町のほかに、東郷町、大口町、扶桑町の3町があります。資料3は、豊山町を含めた尾張管内4町の、平成29年4月1日現在における特別職、議員の報酬等月額について一覧にした表でございます。行政規模を比較するため、参考として、議員定数、人口、行政面積についても記載しております。</p> <p>町長の給料月額は、最大であります大口町の885,000円から、最小であります本町の829,000円まで、56,000円の差があります。</p> <p>副町長では33,000円、教育長では18,000円、議長では13,000円、副議長では19,000円、常任委員会委員長では14,000円、議員では10,000円の差があります。</p> <p>最後に、資料4をご覧ください。</p> <p>資料4は、特別職、議員の平成29年度年収額の一覧表でございます。</p> <p>平成29年の人事院勧告では、一般職の勤勉手当の支給率が0.1月引き上げられ、特別職についても、国の一般職のうち指定職に準じて、0.05月の引き上げとなりました。</p> <p>この結果を受け、本町におきましても、平成29年12月の定例会において、一般職の勤勉手当の支給率及び特別職の期末手当の支給率を引き上げる条例改正を行っております。</p> <p>以上簡単ではございますが、資料に関する説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりましたので、ご質問、ご意見ございます方は、ご発言をお願いいたします。</p>

C 委 員	豊山町の報酬は近隣と比べて少し低いということで、豊山町から扶桑町まで比較されていまして、参考としてお伺いしたいですけれども、期末手当は3.3月とありますが、他市町村も同じようなものか、もう少し詳しく教えていただければと思います。
会 長	事務局、お願いします。
事 務 局	ご質問ありました期末手当ですが、どこの市町村も、人事院勧告に基づきまして、支給率の引き上げを行っております。
事 務 局	私の方から補足をさせていただきます。豊山町の期末手当、3.3月という支給率がございまして、こちらにつきましては、先ほど担当から申し上げましたとおり、国に準じて本町は3.3月と規定しております。当然、国の手当の率に準じまして、他の市町でも同じく3.3月という率で支給しているところですが、愛知県ですとか、都道府県単位でありますと、愛知県の人事委員会という給与を決定する機関がございまして、その関係で率が変わっていたり、選挙の公約で減額している自治体もございまして、基本的には、3.3月という支給率となっております。
C 委 員	そうすると当然4町で比べた中で、報酬月額が低ければ、総合計も低くなるということですか。
事 務 局	近隣市町の報酬月額につきましては、皆様にご審議いただいた上で、条例で決定しております。市につきましても、行政規模により報酬月額は変動しております。これにつきましては、国の報酬に準じるものではなく、景気動向、近隣市町の状況を踏まえ、皆様にご審議いただいた結果に基づき決定しておりますので、若干ばらつきがあるというのが現状でございます。以上です。
C 委 員	もう一点だけ。
会 長	どうぞ。
C 委 員	一番最後のところで町長の給料10%が平成29年8月5日で終了となっておりますので、確認ですけれども、ここで一旦減額は終わって、今後はそうではないと、そういう理解でよろしいですか。
事 務 局	C委員がおっしゃられたとおり、平成29年8月5日をもちまして、条例の給料減額は終了しまして、現在は減額をしていないという状況でございます。
C 委 員	わかりました。ありがとうございました。
会 長	他の方から、ご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。

会 長	よろしいでしょうか。ご意見の方も出尽くしたようでございますので、本審議会といたしましては、諮問内容のとおり承認したということで答申してよろしいでしょうか。																		
委 員	(異議なしの声)																		
会 長	それでは、町長に答申書をお渡ししたいと思いますので、事務局の方で答申書の準備をお願いいたします。答申書を作成する間、委員の皆様におかれましては、5分ほどお待ちいただきますようお願いいたします。																		
会 長	それでは休憩に入ります。																		
	(答申書作成)																		
	(町長再出席)																		
会 長	それでは、会議を再開させていただきます。事務局、よろしく願いいたします。																		
総務部次長	それでは、特別職の報酬等に関する諮問につきまして、会長の方から豊山町特別職報酬等審議会の答申書をお渡し願います。																		
会 長	<p>(会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付)</p> <p>&lt;答申内容&gt;</p> <p>豊山町特別職報酬等の額の改正について (答申)</p> <p>平成30年2月8日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特別職の報酬等について</p> <p>(1) 現行と同額とする。</p> <p>(現行の月額)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>町 長</td> <td>給料月額</td> <td>829,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>給料月額</td> <td>685,000円</td> </tr> <tr> <td>議 長</td> <td>報酬月額</td> <td>377,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>報酬月額</td> <td>302,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員会委員長</td> <td>報酬月額</td> <td>292,000円</td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>報酬月額</td> <td>282,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 教育長の給料月額を、平成30年10月1日から現行どおり645,000円とする。</p>	町 長	給料月額	829,000円	副町長	給料月額	685,000円	議 長	報酬月額	377,000円	副議長	報酬月額	302,000円	常任委員会委員長	報酬月額	292,000円	議 員	報酬月額	282,000円
町 長	給料月額	829,000円																	
副町長	給料月額	685,000円																	
議 長	報酬月額	377,000円																	
副議長	報酬月額	302,000円																	
常任委員会委員長	報酬月額	292,000円																	
議 員	報酬月額	282,000円																	
町 長	ありがとうございました。																		

会 長	その他にはいます。事務局、何かありますか。
総務部次長	特にございません。
会 長	委員の皆様の方から何かありますでしょうか。
委 員	(特になし)
会 長	これで、本審議会の審議は全て終了しましたので、会長の任を終了とさせていただきます。ありがとうございました。
総務部次長	大変長時間にわたりまして、ご審議いただきまして誠にありがとうございます。 本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。 ここで、町長からお礼のあいさつを申し上げます。
町 長	皆様、本日は特別職報酬等審議会のご審議と答申をいただきまして、誠にありがとうございます。今後も、豊山町政の推進を積極的に進めて参りたいと思っております。この答申を慎重に受け取ってしっかりとやらせていただきたいと思います。今後とも、よろしく願いいたします。ありがとうございました。
総務部次長	それでは最後になりますけれども、本日の会議における報酬をお支払いしたいと思いますので、いましばらく、ご自席でお待ちいただきますようお願いいたします。受け取られた方から、順次解散とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。